

議 案 第 6 5 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

中学生以下の者に係る屋外プールの使用料を無料化するとともに、松戸中央公園のプールを廃止するため。

## 松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表松戸中央公園の項を次のように改める。

松戸中央公園	庭球場
--------	-----

別表第2第1項の表普通使用料の項松戸市東部スポーツパークの目プールの節を次のように改める。

プール	1人2	一般200 幼児、小・中学生 無料
-----	-----	-------------------

別表第2第1項の表普通使用料の項松戸市新松戸プールの目を次のように改める。

松戸市新松戸プール	プール	1人2	一般200 幼児、小・中学生 無料
-----------	-----	-----	-------------------

別表第2第2項第2号普通使用料の表幼児、小・中学生の項を次のように改める。

幼児、小・中学生	1人 2時間	無料
----------	--------	----

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。